第二十六条の十六中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　生活保護法

第三十八条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　生活保護法

第四十二条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　生活保護法

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項中「の字句で同表の中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に改め、同項の表生活保護法第四十九条及び第五十四条の二第一項の項を削る。

附　則

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第五十七号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）及び生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百六十四号）の施行に伴い、並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第八項、第二十八条第二項、第四十九条の二第一項及び第二項（同条第四項、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第一項及び第四項、第五十条の二（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十五条の三、第五十五条の四第一項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十三条の二、第八十四条並びに第八十四条の六並びに生活保護法の一部を改正する法律附則第五条第二項及び第三項並びに生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第三条の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

（申請）

第一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。

2　保護の実施機関は、法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3　法第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　要保護者の性別及び生年月日

二　その他必要な事項

4　法第十五条の二第一項に規定するところの介護扶助（同条第二項に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）を申請する者は、法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付しなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う場合は、この限りでない。

5　法第十八条第二項に規定する葬祭扶助を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関（法第十八条第二項第二号に掲げる場合にあつては、当該死者の生前の居住地又は現在地の保護の実施機関）に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一　申請者の氏名及び住所又は居所

二　死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係

三　葬祭を行うために必要とする金額

四　法第十八条第二項第二号の場合においては、遺留の金品の状況

6　保護の実施機関は、第四項又は前項に規定する書類又は申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（扶養義務者に対する通知）

第二条　法第二十四条第八項による通知は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

一　保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

二　保護の実施機関が、申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

三　前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

2　法第二十四条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名

二　前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日

（報告の求め）

第三条　保護の実施機関は、法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者に報告を求める場合には、当該扶養義務者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

一　保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

二　保護の実施機関が、要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

三　前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該求めを行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

第四条中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める。

第九条中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五十五条第二項」を加える。